

子供・若者自立等支援における今後の事業展開について

現状と課題

- 近年、少子高齢化、情報化、国際化等の進展により、子供・若者を取り巻く環境は大きく変化し、ひきこもり、ニート、非行少年等、社会的自立に困難を有する若者のもつ背景はこれまで以上に複雑かつ深刻化している。
⇒ 平成27年8月に、「東京都子供・若者計画」を策定し、都における子供・若者育成支援施策の一層の推進を図っている。
- 今後は、関係機関や区市町村との連携を強化し、住民に身近な地域における支援のネットワークの充実を図っていく必要がある。

【東京都における事業展開】

① **東京都若者総合相談「若ナビ」**（平成21年度事業開始）
・18歳以上の若者を対象とした、電話・メールによる相談を実施

② **非行少年等立ち直り支援ワンストップセンター「ぴあすぽ」**
・非行歴のある若者等への相談対応を実施

<29年度からの新たな取組>

東京都若者総合相談センターを開設 ※①と②を統合し、拡充

- ・来所相談を開始(若者やその家族等を対象)
- ⇒若者本人の属性や抱える課題等を把握し、適切な支援につなぐ

③ **東京都ひきこもりサポートネット**（平成16年度事業開始）
・ひきこもりの本人や家族を対象とした、電話・メールによる相談、訪問相談(区市町村が一次受付)を実施

<29年度からの新たな取組>

- ・区市町村におけるケース検討会議を通じた専門的ノウハウの還元
- ・NPO法人等の民間支援団体との連携強化
- ・ひきこもりサポーターの養成

④ **東京都子供・若者支援協議会**（平成26年3月設置）
・関係機関・団体が連携して効果的かつ円滑に子供・若者への支援を実施するため、代表者会議を実施

<29年度からの新たな取組>

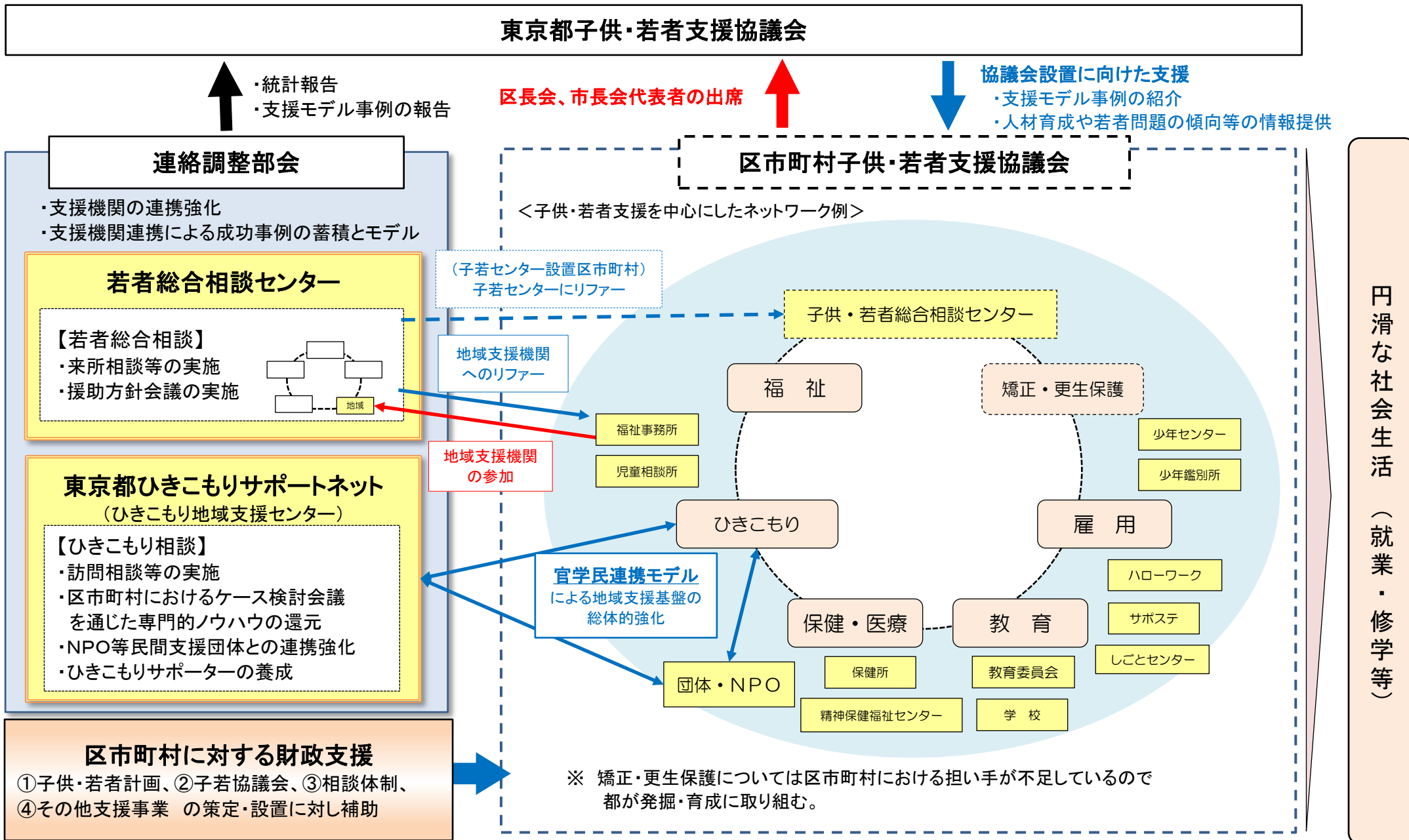
- ・構成員に区長会、市長会代表者を追加
- ・連絡調整部会を設置し、支援事例の共有等により、支援機関の連携

⑤ **子供・若者自立等支援体制整備事業**（平成23年度事業開始）
・区市町村における支援体制の整備を図るため、財政支援を実施
・「東京都子供・若者計画」を踏まえ、平成28年度から補助を拡充(補助対象となる事業)
子ども・若者支援地域協議会の設置、子ども・若者計画の策定、社会的自立に困難を抱える子供や若者からの相談体制や支援事業の整備

今後の方向性

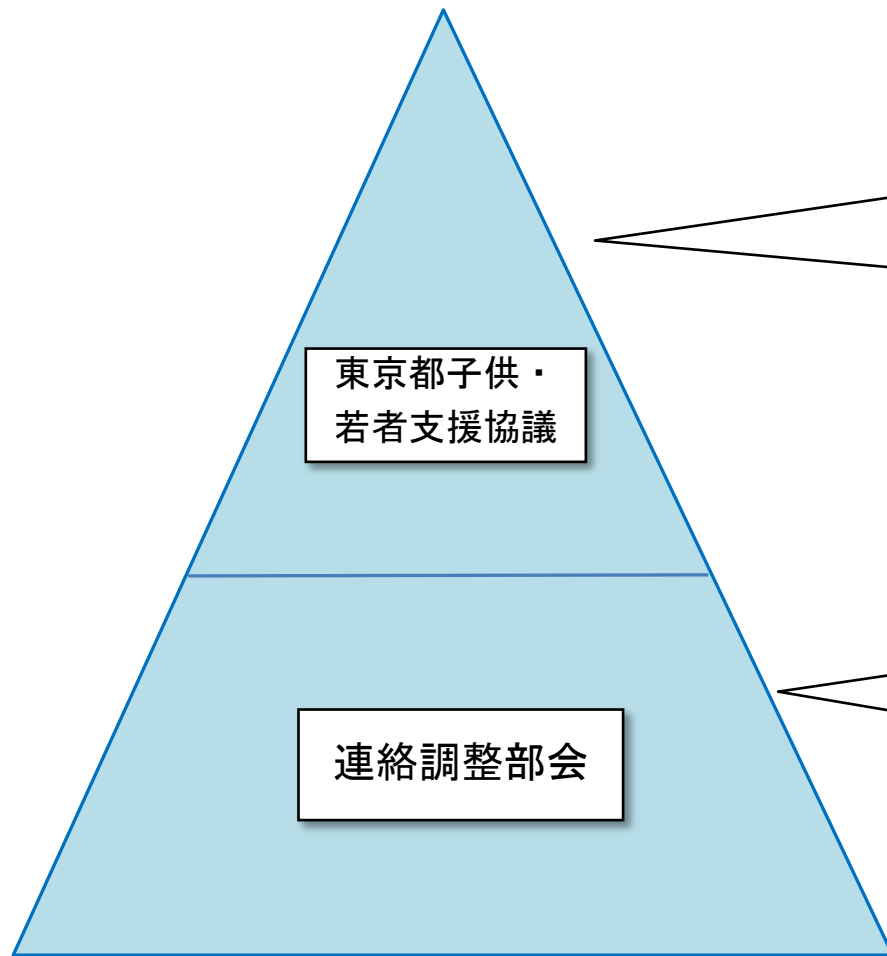
- 地域の実情に応じた支援のネットワークを構築し、社会的自立に困難を有する子供・若者等への切れ目のない支援を実施

<区市町村子供・若者支援体制整備に向けた総合的な推進>



※ 都は区市町村における点線部分(子供・若者支援協議会、子供・若者総合相談センター等)の整備を推進していく。

＜東京都子供・若者支援協議会を中心とした各会議の位置付け＞



- ・関係機関・団体が連携して効果的かつ円滑に実施するための代表者会議
（教育、保健・医療、福祉、矯正・更生保護等、雇用、民間支援団体等、区市町村、指定支援機関、調整機関）
- 若者相談等を踏まえた統計報告、支援モデル事例の報告
- ・根拠:「子ども・若者育成支援推進法」第19条
- ・開催回数:年1回程度

＜平成29年度 要綱改正のポイント＞

- 区市町村との連携をより強化するため、区長会及び市長会を構成機関に追加
- 「子ども・若者育成支援推進法」第22条第1項に基づく「子ども・若者指定支援機関」の設定
→都における同法第13条の若者総合支援事業を受託した団体を指定支援機関として指定

- ・支援機関の連携強化を図るための調整会議
→支援機関連携による成功事例の蓄積、支援モデル事例の報告
- ・開催回数:年2回程度
- ・調整機関:青少年・治安対策本部総合対策部

＜平成29年度 要綱改正のポイント＞

- 「若者の自立等支援連絡会議」
 - 「ひきこもりに係る連絡調整会議」
 - 「少年院出院者の立ち直りを図るための保護司活動支援協議会」
- } を統合